平成２９年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市新堀新田512番地９　サンシティ籠原102号、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山２番地
債務者　内田　裕之
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１１５号
新潟県長岡市中之島中条甲1130番地
債務者　長谷川浩之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
新潟県十日町市水口沢129番地
債務者　太田　　明
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
静岡県三島市谷田310番地の17　鈴春ハイツ101
債務者　田中　敏一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
静岡市駿河区西脇1326番地の１　なごやかレジデンス202号
債務者　望月　久美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３７号
静岡市清水区中矢部町16番18号　パークサイド中矢部105号
債務者　志村　一能
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３８号
静岡市清水区中矢部町16番18号　パークサイド中矢部105号
債務者　志村　果織
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９９号
静岡市葵区人宿町１－６－12　タウンコート人宿町20Ｃ、住民票上の住所静岡市葵区駒形通２丁目３番20号
債務者　深見　　峻
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８５号
静岡市駿河区谷田29番８号　ソファレ谷田102号
債務者　西村　易展
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９１号
静岡県磐田市掛塚3035番地７、前住所愛知県小牧市大字河内屋新田88番地23　コーポ北島Ａ201号
債務者　野口クニオこと　ノグチ　マリオ　クニオ　グティエレス（ＮＯＧＵＣＨＩ　ＭＡＲＩＯ　ＫＵＮＩＯ　ＧＵＴＩＥＲＲＺ）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３８７６号
大阪府枚方市交北１丁目５番20―201号
債務者　木場　拓哉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７７号
大阪府枚方市交北１丁目５番20―201号
債務者　木場麻里子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９号
栃木県宇都宮市城南２丁目４番31号
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３３号
栃木県鹿沼市花岡町８番地５　アイショウプラザⅡ　Ａ―101、前住所栃木県鹿沼市玉田町645番地３
債務者　新田　和男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３４号
栃木県宇都宮市中央２丁目５番12号　ＴＵビル501、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目１番12号　宇都宮ダイカンプラザスポーツメント329号室
債務者　岩崎　考洋
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係